

平成24年4月1日

定 款

一般財団法人あすなる会

定 款

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、一般財団法人あすなる会(以下「本会」という。)と称し、英文名を General Incorporated Foundation Asunarakai とする。

(事務所)

第二条 本会は、主たる事務所を東京都港区東新橋二丁目6番10号に置き、従たる事務所を東京都墨田区業平四丁目1番2号に置く。

(公告の方法)

第三条 本会の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第二章 目的及び事業

(目的)

第四条 本会は、中小企業に働く青少年の育成・福祉向上への支援、並びに中小企業の振興に寄与し、経済的社会的地位の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 中小企業に働く青少年の人格の向上を図るための研修会の開催。
- (2) 中小企業に働く青少年の向上のためのレクリエーションの振興。
- (3) 中小企業に働く青少年、並びに学生に対する育英事業。
- (4) 中小企業者・賛助会員の資質の向上に関する講演会、研修会等の開催。
- (5) 中小企業の後継者育成とその支援事業。
- (6) 図書の貸し出し。
- (7) 会誌「あすなる」の発行。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要と認める事業。

2. 前項の事業は、全国をその区域とする。

第三章 財産及び会計

(財産の構成)

第五条 本会の財産は、次の各号をもって構成する

- (1) 本会設立当初大東京信用組合の寄付にかかる財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(財産の種類)

第六条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の二種類とする。

- 2 . 基本財産は、資産及び保証金で構成される。
- 3 . 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 . 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(財産の管理)

第七条 本会の財産は、会長が管理しその方法はこの定款に定めるもののほか、理事会の定めるところによる。

2 . 本会の基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の三分の二の多数をもって承認し、理事会においては、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(現金の管理)

第八条 本会の財産のうち現金は、理事会の決議によって、確実な金融機関に預けるか、あるいは国公債等、確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(費用の支弁)

第九条 本会の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。ただし、基本財産を費用として使用する場合は、評議員会においては、議決に加わることができる評議員の三分の二の多数を決議し、理事会においては、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって決議するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第十条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類については、毎事業年度開始前に会長が作成する。

2. 前項の事業計画、収支予算、それに関するその他の書類は、5月に開催される定時理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得るものとする。また、事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

3. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第十一条 本会の決算は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に完結しなければならない。

2. 会長は、決算完結後速やかに次の書類を作成し、監事の監査を受け、5月の定時理事会の決議を経、かつ定時評議員会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 計算書類

(3) 附属明細書

(4) 財産目録

(剰余金)

第十二条 本会の決算において剰余金を生じたときは、理事会の承認をへて、翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第十三条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 評議員及び評議員会

第一節 評議員

(評議員)

第十四条 本会に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第十五条 評議員の選任及び解任は、一般社団及び一般財団法人に関する法律第172条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2. 評議員は、本会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第十六条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結する時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は定数に満たなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(報酬)

第十七条 評議員は、無報酬とする。ただし、実費を支給することができる。

2. 評議員の実費は、交通費とし、一回の出席又は活動に対し一万円以内とする。

第二節 評議員会

(構成)

第十八条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十九条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める以下の事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 計算書類(貸借対照表及び損益計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 顧問及び参与の推薦並びに選任及び解任
- (7) 事業の全部の譲渡
- (8) その他、評議員会で決議するものとして法令または本定款で定めた事項

(開催)

第二十条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集)

第二十一条 評議員会は、理事会の決議に基づき毎事業年度一回以上、会長がこれを招集する。

2．評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3．会長に差支えあるときは、副会長が招集する。

4．会長は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5．評議員会は、全評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

6．前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することが出来る。

(議長)

第二十二条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第二十三条 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員はこれを除く。

2．前項の規定にかかわらず、次の事項は、議決に加わることができる評議員の三分の二の多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分、又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3．理事又は監事を選任する議案を決議するとき、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第二十六条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4．決議にあたり、理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(議事録)

第二十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところによる他、次の事項を記載

した議事録を作成し、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会議を構成する評議員、理事、監事の現在数
- (3) 会議に出席した評議員、理事、監事、その他の氏名
- (4) 議事決定事項
- (5) 議事の経過要領及び発言趣旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した評議員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印、または署名しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第二十五条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2. 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第五章 役員及び職員等

第一節 役員

(役員の種類及び員数)

第二十六条 本会に、下記の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 監事 2名

2. 理事のうち1名を会長とし、副会長を2名、常務理事を1名それぞれ置くことができる。

3. 会長をもって法人法上の代表理事とする。

4. 会長以外の理事のうち、常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任及び解任)

第二十七条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任並びに解任される。

2. 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により選出し、理事会の決議によって選定及び解職する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 監事は、本会又はその子法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第二十八条 会長は、法令及び本定款の定めるところにより、本会を代表、統括し、その業務を執行する。

2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 常務理事は、理事会の定めるところにより、日常の事務を処理し執行する。
4. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会職務を執行する。
5. 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
6. 常務理事は、毎月自己の職務の執行状況を会長に報告する。

(監事の職務及び権限)

第二十九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
3. 監事は、理事が不正行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
4. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
5. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第三十条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでの残任期間とする。

4. 理事又は監事は、第二十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第三十一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障あり、又はこれに堪えないとき

2. 解任の場合、解任後最初に招集される理事会に解任した旨及び解任の理由を報告するものとする。

(報酬等)

第三十二条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、実費を支給することができる。

2. 理事及び監事の実費は、交通費とし、一回の出席又は活動に対し一万円以内とする。

3. 常務理事の給与は、評議員会において別に定める給与支給の基準にしたがって算定した額を超えない範囲で支給することができる。

第二節 職員等

(顧問及び参与)

第三十三条 本会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会または評議員会の推薦により評議員会が選任し、会長が委嘱する。解任は、評議員会において行う。

3. 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

4. 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、実費を支給することができる。

5. 顧問及び参与の実費は、交通費とし、一回の出席又は活動に対し一万円以内とする。

(事務職員)

第三十四条 本会の事務を処理するために、事務局又は書記などの職員を置く。

2. 職員は、会長が任免する。

3. 職員は、有給とする。

4. 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

5. 事務局長は常務理事がその任にあたる。

(備え付け書類及び帳簿)

第三十五条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事その他顧問及び参与並びに職員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 職員の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の書類および帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第六章 理事会

(構成)

第三十六条 本会に、理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三十七条 理事会は、次に掲げる事項を含み法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 業務執行理事の選定及び解職
- (4) 代表理事の選定及び解職
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 本会の規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (7) 顧問及び参与並びに名誉会員の推薦
- (8) 会員の除名の決議
- (9) 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を各理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、処分及び廃止
- (4) 内部管理体制の整備
- (5) 法令に基づく理事の責任の一部免除及び限定

(招集)

第三十八条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、事業年度毎定時理事会を5月、及び臨時理事会を必要に応じ会長がこれらを招集する。

2. 会長が欠けたとき、又は会長に差支えがあるときは、副会長が理事会を招集する。

3. 理事会を構成する招集権者以外の理事、又は監事から会議の目的たる事項を示して、請求があったときは、会長は、請求があった日から5日以内にその会議を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するには、各理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、理事会の日の一週間前までに文書をもって通知を発しなければならない。

5. 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで臨時の理事会を開催することができる。

(議長)

第三十九条 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。ただし、会長に差支えあるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第四十条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第四十一条 理事会の議事については、次の事項を含め法令に定める事項を記載した議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会議を構成する理事及び監事の現在数

- (3) 会議に出席した理事及び監事、その他の氏名
 - (4) 議事決定事項
 - (5) 議事の経過要領及び発言趣旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印、または署名しなければならない。

第七章 会員

(会員の種類)

第四十二条 本会に、普通会员、賛助会員、及び名誉会員を置く。

- 2. 普通会员は、本会を利用する働く青少年であって、普通会员となることを申し出た36歳未満の者とする。
- 3. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、年額5千円以上の会費を拠出するものとする。
- 4. 名誉会員は、本会に対して特に功労があり、理事会で推薦した者とする。

(入会及び退会手続)

第四十三条 普通会员になろうとする申し出は、所定の様式による書面で行うものとする。

- 2. 賛助会員になろうとする者は、所定の様式による申し込みをなし、会長の承認を得るものとする。
- 3. 普通会员は、満36歳をもって自然退会とする。
- 4. 賛助会員が、2年以上賛助会費を未納のときは、退会したものとみなす。

(除名)

第四十四条 会員が、本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反するような行為をしたときは、理事会の決議により除名することが出来る。

第八章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第四十五条 本定款は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決によって変更することができる。

- 2. 本会の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第四十六条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産及び剰余金)

第四十七条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の目的を持つ他の公益法人又は一般財団法人若しくは一般社団法人に贈与するものとする。

2. 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第九章 補則

(細則)

第四十八条 本定款に定めるものの他、本会の運営に関する必要な事項及びその細則は、理事会の決議により会長が別に定める。ただし、評議員会で決議をするものとして法令で定めた事項についてはこの限りではない。

附 則

(新事業年度)

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第十三条の規定に拘わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を新事業年度の開始日とする。

(準拠法令)

1. 特例民法法人より一般財団法人への移行に関し本定款に定めのない事項は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令に従う。

(移行の登記)

1. 本定款は、一般財団法人の設立の登記をすることを停止条件とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に従い、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

(本会の最初の評議委員)

1. 評議員選定のための評議員選定委員会により選定された一般財団法人移行後の最初の評議員は次の通りとする。

三矢 武 原川 欣也 鹿野 善雄 斉藤 哲 廣瀬 聖

(本会の最初の役員)

1. 一般財団法人移行後の最初の代表理事(会長)、理事、及び監事は次の通りとする。

代表理事 安田 眞次

理事 鶉橋 誠一 加納 猛 森下 繁己 清水 宣彦

土屋喜代子 柳 秀男 白鳥キヨ子 増淵 國昭

三嶋 洋一

監事 片淵 博義 井村 誠